

# 令和3年第3回南那須地区広域行政事務組合議会臨時会会議録

令和3年4月7日（水）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時16分

## ◎出席議員（12名）

1番	久保居 光一郎	2番	中山 五男
3番	田島 信二	4番	小川 洋一
5番	大金 清	6番	大金 市美
7番	川俣 義雅	8番	矢板 清枝
9番	平塚 英教	10番	益子 純恵
11番	阿久津 武之	12番	沼田 邦彦

## ◎欠席議員（0名）

## ◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

組合長	川俣 純子
副組合長	福島 泰夫
事務局長兼会計管理者兼管理課長兼書記長	深澤 昌美
事務局次長兼総務課長	小口 正一
消防長	車 和則
病院事務長兼医事課長	鈴木 高広
病院総務課長	岡 誠
保健衛生センター所長兼施設整備室長	熊田 則昭
消防本部総務課長	加藤 勇
消防本部予防消防課長	川俣 寿行

## ◎職務のため出席した者の職氏名

書記長（兼）	深澤 昌美
議事係長	石田 直人
書記	中村 浩子
書記	齋藤 晋太郎

## ○議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 (議案第1号) 控訴の提起について (組合長提出)

日程第4 (議案第2号) 令和3年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算  
(第1号)の議決について (組合長提出)

---

## ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[ 午前10時00分開会 ]

○議長（沼田邦彦） おはようございます。ただ今の出席議員は12名でございます。定足数に達しておりますので、ただ今から令和3年第3回南那須地区広域行政事務組合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで議会開会にあたり組合長の挨拶を求めます。組合長。

[組合長 川俣純子 登壇]

○組合長（川俣純子） おはようございます。今回臨時議会を開かせていただき、皆さんお集まりいただきありがとうございます。

懸案でありました敦賀市との裁判のほうの一応の結論が出ましたので、皆さんに報告とその後の経過についての審議をしたいと思っておりますので、お集まりいただきましたので慎重審議をよろしく願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 以上で組合長の挨拶が終わりました。

本日の議事日程につきましては、事前配布のとおりでございます。

これより議事日程に基づき議事に入ります。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（沼田邦彦） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本件については、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

会議録署名議員に、

1番 久保居光一郎 議員

2番 中山五男 議員の2名を指名いたします。

---

## ◎日程第2 会期の決定

○議長（沼田邦彦） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

## ◎日程第3（議案第1号）控訴の提起について

○議長（沼田邦彦） 日程第3（議案第1号）控訴の提起について及び日程第4（議案第2号）令和3年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）の議決についての2議案は、関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） ただ今上程となりました、議案第1号 控訴の提起について、議案第2号 令和3年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）の議決について提案理由の説明を申し上げます。

まず議案第1号についてですが、本案は平成28年9月に敦賀市が当組合を被告として訴えを提起した、事務管理費用等請求事件の判決が令和3年3月29日に言い渡されましたが、判決に不服があることから控訴を提起いたしたく地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

控訴の趣旨といたしましては、原判決中、控訴人の敗訴部分を取り消す。被控訴人の請求を棄却する。控訴費用は、第1審及び第2審とも被控訴人の負担とする。以上3項目の判決を求めるものであります。

次に議案第2号一般会計補正予算（第1号）の議決についてご説明申し上げます。今回の補正予算は議案第1号に伴う費用について補正するもので、歳入歳出それぞれ7,905,000円を増額いたしまして、予算総額を2,248,905,000円とするものであります。

3ページをご覧ください。第2表債務負担行為については、訴訟事務委託料（第二審）において契約終了年度まで新たに債務負担行為を設定するものであります。

次に6ページをご覧ください。補正の内容は訴訟事務委託に係る費用で、弁護士着手金及び申し立て手数料として、衛生費、敦賀市民間最終処分場対策費において委託料を7,905,000円増額するものです。

なお弁護士につきましては第一審で契約しておりました、東京都港区西新宿にあります阿部記念法律事務所の阿部鋼弁護士と引き続き契約するもので、弁護士着手金が7,681,000円となり印紙代が224,000円となります。この財源としましては、7款財政調整基金繰入金を7,905,000円計上いたしました。

また今回の第一審判決では仮執行が出来る旨の判決でありますので、敦賀市が仮執行をしてきた場合には組合において判決金額の42,982,101円の供託金を準備する必要があります。その場合、議会を開催する暇がないことが想定されますので、状況によっては専決処分になりますので補正予算を編成し迅速に対応していきたいと考えております。よろしくご理解のほどお願いいたします。

以上、議案第1号 控訴の提起について、議案第2号 令和3年度南那須地区広域行政事務組一般会計補正予算（第1号）の議決について提案理由の説明を申しあげたところですが、議案第1号につきましては総務課長から詳細を説明させますので何卒、慎重審議のうえ可決賜りますようお願い申しあげて提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 総務課長。

○総務課長（小口正一） それでは議案第1号 控訴の提起について詳細説明をさせていただきます。議案とは別に配布しております参考資料をご覧くださいと思います。

まず事件の概要の（1）経過でございます。当組合では自前の処分場を有してございませんので、焼却灰等の処理は民間業者に処理を委託しているのが現状でございます。平成7年から平成12年までは福井県敦賀市内に最終処分場を有する業者に、焼却灰等を約2万5千トンの最終処分業務を委託しておりましたが、同処分場に許可量を大幅に超える多量の廃棄物が搬入され、容量超過の不適正処分を要因といたしまして、処分場外周に沿っ

で流れる河川に汚染水が流入する異常事態が発生したところでございます。そのため福井県及び敦賀市は業者に対しまして環境保全対策を講じるよう、措置命令を発したところ当該業者が履行しなかったため福井県及び敦賀市が行政代執行により、抜本対策工事を行ったものでございます。

この行政代執行に要した費用は、同処分場に廃棄物を搬入した自治体が負担すべきだと、敦賀市側としましては福井地方裁判所に当組合を被告として訴訟を提起したものでございます。訴状の内容ですが事件名は「事務管理費用償還等請求事件」、請求の趣旨は「被告は原告に対し2億3,561万6,000円及びこれに対する本訴状送達の翌日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え。」「訴訟費用は被告の負担とする。」以上2項目の判決を求めらるものでございます。

裁判の経過でございますが、平成28年11月30日に第一回口頭弁論が行われ、その後弁論準備が16回、口頭弁論が1回行われ、原告被告ともお互いに主張・立証を重ね、令和3年3月29日に判決が言い渡されたものでございます。

判決ですが、主文第1項のみ説明させていただきます。「被告は原告に対し、4,298万2,101円及びこれに対する平成28年10月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。」というものでございます。金額だけみれば、請求額に対し判決により示された額は約18%でかなり下がってはおりますが、判決は法的な責任を認める内容でしたので、当組合といたしましては原告の請求は法的根拠に基づかない請求と考えていることから、住民に対し説明することができない費用負担には応じることができませんので、今回の判決を不服として控訴の提起をするものでございます。

ちなみに第1号におきます控訴の趣旨でございますけれども、控訴の趣旨をひとつひとつ簡単に説明いたしますと、(1)原判決中、控訴人、本組合になりますが、敗訴部分を取り消す。「敗訴部分」といいますのは一般廃棄物の処理を委託した場合、責任の一端は排出自治体でも負うことが相当であるという判決が出てございます。そのようなことにつきましては、当組合側が望んでいることではないものでございますので、そちらのほうの敗訴部分を取り消すというのを要望するものでございます。(2)の被控訴人の請求を棄却する。被控訴人となるのは敦賀市側でございますが、当然第一審の判決を不服とすることが想定されますので、敦賀市側とすれば第一審と同様の提起内容を請求してくるものと考えられることから、当組合は敦賀市の申し出を何も根拠がないことを理由としまして全否定するという事で棄却するという事でございます。(3)につきましては、控訴費用は第一審及び第二審とも被控訴人の負担とする。実際今回の裁判につきましては、敦賀市側からの一方的な提訴ではじまった案件ですので、裁判にかかった費用はすべて敦賀市側で負担す

るよう求める内容となつてございます。

以上といたしまして議案第1号の説明に代えさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。9番平塚議員。

○9番（平塚英教） 第二審は分かったんですが、第一審に至るまでに当組合のほうで弁護士費用負担とかあるいは経費とかそういうものがいくらかかかったのか教えていただければと思います。

先ほど本会議始まる前に議員懇談会を行いましたけども、その際にはですね平成14年に水処理とか覆土とか木の芽川の処理等について代執行したんだと思いますが、今後は費用は払いませんよということを前提に329万9,000円払ったという説明を受けておるんですが、相手方との取り決めについては執行部がどんなふう考えているんだかその点についてもお伺いします。

○議長（沼田邦彦） 管理課長。

○事務局長兼管理課長（深澤昌美） 1点目の今までの訴訟費用の件についてですが、平成28年に訴えられましてその時からの費用が、1,177万3,537円かかっております。内容につきましては一審のときの弁護士の委託費、着手金そのほか訴訟事務にかかる費用、職員の旅費などすべて含めた料金でございます。

あと2点目の平成14年から15年の緊急的な対応に対しての排出負担ということで329万9,000円を支払ったところですが、その分についてはすでに時効ということで考えております。

○9番（平塚英教） わかりました。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。他にございませんか。

ここで質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。なお採決は1件ごとに行います。

議案第1号 控訴の提起については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 控訴の提起については、原案のとおり可決いたしました。

続きまして議案第2号 令和3年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 令和3年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり可決いたしました。

以上で、本臨時会に付議された事件は全て終了いたしました。本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和3年第3回南那須地区広域行政事務組合議会臨時会を閉会いたします。大変お疲れ様でございました。

〔 午前10時16分閉会 〕